

公共工事コスト縮減・設計適正化推進委員会要領

(設置について)

第1条 浜松市が発注する公共工事に関するコスト縮減及び設計内容について公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正や ICT 技術の活用などの社会要請も踏まえ審議し、公共施設の適正な整備水準の確保及び全庁的な行財政改革推進強化のため、公共工事コスト縮減・設計適正化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項の審議を行う。

- (1) 公共工事の設計プロセスに関すること。
- (2) 公共工事のコスト縮減及び社会要請に関すること。
- (3) 公共工事の設計内容とコストの兼合いに関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、財務部長とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長が出席できないときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職を代理する。
- 5 委員が出席できないときは、その職務を代理させることができる。

(審議の対象)

第4条 委員会は、原則として事業費1億円以上の建設工事(以下「大規模工事」という。)について審議を実施する。なお、災害復旧事業は審議の対象外とする。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、大規模工事以外の建設工事についても、審議を行うものとする。

(審議結果の通知)

第5条 委員会は、審議結果の通知を工事担当課長に対して行うものとする。

- 2 工事を担当する各課長は、委員会からの結果を尊重するものとする。

(審議を行う視点)

第6条 審議を行う視点は、対象工事の特性に応じて必要な視点から行う。

(審議の実施段階)

第7条 審議の実施段階は、次のとおりとするが、対象工事の特性に応じてより効果が期待される時期に実施するものとする。

- (1) 工事の基本設計又は実施設計段階

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

(意見の聴取及び資料の提出)

第9条 委員会においては、委員長は関係者の出席を求め、当該工事の必要な資料の提出を各課長に求めるものとする。

(部会)

第10条 委員会に次の部会を置く。

(1) 土木部会

(2) 建築部会

(部会の組織及び審議の対象)

第11条 部会は、部会長及び部会幹事をもって組織する。

2 土木部会及び建築部会の部会長は、財務部技術監理課長とする。

3 部会幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 部会は、第4条の大規模工事の内、原則として事業費1億円以上3億円未満の建設工事について審議を実施する。また、3億円以上の建設工事について事前審議を実施する。なお、災害復旧事業は審議の対象外とする。

5 部会は、事業費1億円以上3億円未満の建設工事について審議結果を委員会に報告する。また、3億円以上の建設工事について事前審議を行い、委員会に審議を依頼する。

6 部会長が出席できないときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職を代理する。

7 部会幹事が出席できないときは、その職務を代理させることができる。

8 部会の会議は、部会長が招集し、議長は部会長をもって充てる。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は、財務部技術監理課に置く。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則
この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。(委員会名称変更)

本委員会は、国土交通省主導の取組みに準じ、行政経営計画の位置付けのもと公共工事コスト縮減に取り組んだ。平成 22 年度からは「公共事業コスト構造改善プログラム」(H22～H25)に取り組み、総合コスト改善率目標値 3%に対し 6.2%の成果を上げ、行政経営計画の目標を達成した。平成 27 年度まで取組みを延長しコスト構造改善の意識を全庁的に浸透させた。国土交通省が目標達成し取組みを終了(平成 24 年度)したこと、公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下品確法という)が改正(平成 26 年 6 月)され公共工事のコストに対する社会要請が変化したことから、公共事業コスト構造改善プログラムによる公共工事コスト縮減の取組みを終えた。

一方、浜松市行財政改革推進審議会の答申(H23.10.18)を受け、本委員会は施設のコンセプト・仕様・工法・建設手法等を専門的にチェックする組織としての役割を継続する。本委員会は、品確法の趣旨及び技術革新の推進などの社会要請を踏まえ設計及びコストの適正化を審議するものとし、「公共工事コスト縮減推進委員会」から「公共工事コスト縮減・設計適正化推進委員会」に名称変更する。

附 則
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

部 局	委 員
財務部	部 長
総務部	部 長
都市整備部	部 長
土木部	部 長
上下水道部	次 長
事業主管部	部 長
財務部	技術監理課長 (事務局長)

別表 2 (第11条関係)

(土木部会)

部 局	幹 事
財務部	技術監理課長
財務部	財政課長
市民部	UD・男女共同参画課長
土木部	道路企画課長
土木部	道路保全課長
土木部	河川課長
事業主管課	課 長

(建築部会)

部 局	幹 事
財務部	技術監理課長
財務部	財政課長
総務部	経営推進担当課長
財務部	アセットマネジメント推進課長
市民部	UD・男女共同参画課長
都市整備部	建築行政課長
財務部	公共建築課長
事業主管課	課 長